

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和5年3月31日（金）午後1時30分頃、下松市大字河内の周南地区衛生施設組合恋路クリーンセンターにおいて、福川南小学校教諭がごみの搬入手続のため公用車から降りた際、公用車が前進したことにより、受付のゲートバーを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 下松市大字河内340番地

氏名 周南地区衛生施設組合 恋路クリーンセンター

所長 木本 栄一郎

(3) 損害賠償の額

¥28,600-

2 専決処分の年月日

令和5年5月19日